

# 山口県報

令和4年  
1月11日  
(火曜日)

## 目次

○告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課)	五
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課)	五
保安林指定施業要件の変更 (山口市) (森林整備課)	六
○公告	六
県営美祢地区中山間地域総合整備事業 (山中工区) 換地計画書の縦覧 (農村整備課)	六



## 山口県告示第三号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年一月十一日から同月三十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和四年一月十一日

一 申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名称 日産化学株式会社

住 所 東京都中央区日本橋二丁目五番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 日産化学株式会社小野田工場

所在地 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地一

三 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十六号の有

機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設、同表第四十七号の

医薬品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設並びにダイオキシン類対策特別措置法施行

令 (平成十一年政令第百三十三号) 別表第二第十五号の廃棄物焼却炉から発生する

ガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を

変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	四六―イ																		
	項目		水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)		窒素 (mg/l)		値 磷 <sup>2)</sup> (mg/l)		汚水等の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )						
	変更前	変更後	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最					
〃	七	〃	四	〃	一	〃	〃	〃	七	〃	〃	〃	〃	七					
〃	九〃五	〃	〃	〃	六〃一	〃	八〃六	〃	八〃五	〃	八〃一	〃	一〃四〃〇	〃	二〃一	〃	九〃六		
〃	三六、〇〇〇	〃	一七、〇〇〇	〃	〃	〃	三、三〇〇	〃	四、〇〇〇	〃	〃	〃	二二、〇〇〇	〃	五、二〇〇	〃	一六、二〇〇	〃	二二、〇〇〇
〃	三六、〇〇〇	〃	二〇、四〇〇	〃	〃	〃	四、〇〇〇	〃	四、五〇〇	〃	〃	〃	二七、〇〇〇	〃	五、五〇〇	〃	二〇、〇〇〇	〃	二二、五〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	検出せず	〃	二四	〃	〃	〃	六〇〇	〃	二五	〃	〃	〃	一七、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	検出せず	〃	三〇	〃	〃	〃	七五〇	〃	三六	〃	〃	〃	二二、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	検出せず	〃	〇・一二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	検出せず	〃	〇・一四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一	〃	一・二	〃	一・六	〃	一・五	〃	二・三	〃	〃	〃	〃	〃	二・四	〃	三・六	〃	五
〃	一	〃	一・二	〃	一・六	〃	一・五	〃	二・三	〃	〃	〃	〃	〃	二・四	〃	三・六	〃	五

備考 「四六一イ」、「四六一ニ」及び「四七一ホ」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設並びに同表第四十七号の医薬品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいい、「一五〇イ」とはダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設をいう。																					
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	
	〃	〃	〃	八・二	〃	〇・九	〃	一三・九	〃	九	〃	一	〃	一〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	八・五	〃	〇・一	〃	一四・〇	〃	九	〃	一四・〇	〃	一三・九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	一一	〃	二五	〃	検出せず	〃	八、三〇〇	〃	一、四七五	〃	八七五、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	二〇	〃	三〇	〃	検出せず	〃	八、三〇〇	〃	一、四七五	〃	八七五、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	二二〇	〃	四六、〇〇〇	〃	三〇、〇〇〇	〃	二、八七〇	〃	〃	〃	検出せず	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、八〇〇
	〃	〃	〃	二四〇	〃	五五、〇〇〇	〃	四〇、〇〇〇	〃	二、八七〇	〃	〃	〃	検出せず	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二、二〇〇
	〃	〃	〃	〇・三六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	二一九	〃	一八五・六	〃	〇・二	〃	一	〃	二・四	〃	〃	〃	〇・六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・八
	〃	二一九・一	〃	一八六	〃	〇・二	〃	一	〃	二・四	〃	〃	〃	〇・六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・八

		活性汚泥処理施設					中和槽					排水焼却施設					種類			
処理前		処理後			処理前		処理後			処理前		処理後			処理前		項目			
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	汚水等の汚染状態の値		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七	〃	八・一	〃	九・一	〃	八・一	〃	九・一	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	〃	〃	〃	八〃六	〃	〃	〃	九〃六	〃	八・五〃七	〃	一〇〃六	〃	八・五〃七	〃	一〇〃六	〃	〃	最	大
一一	〃	一二四	〃	六二四	〃	〃	〃	三、三〇〇	〃	一一	〃	三、六〇〇	〃	一一	〃	四、四〇〇	〃	〃	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
一六	〃	一七五	〃	九二四	〃	〃	〃	四、〇〇〇	〃	二〇	〃	四、〇〇〇	〃	二〇	〃	五、〇〇〇	〃	〃	最	大
三〇	〃	五〇	〃	八〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	通	浮遊物質 (mg/l)
五〇	〃	八〇	〃	一〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	最	大
〃	〃	二	〃	一〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	最	大
一一	〃	一〇〇	〃	一六一	〃	〃	〃	六〇〇	〃	二二〇	〃	三二〇	〃	二二〇	〃	三二〇	〃	〃	通	窒素 (mg/l)
一五	〃	一二〇	〃	二四七	〃	〃	〃	七五〇	〃	二四〇	〃	三五〇	〃	二四〇	〃	三五〇	〃	〃	最	大
一・四	〃	九	〃	一五	〃	〃	〃	〇・〇五	〃	〇・三六	〃	〇・五九	〃	〇・三六	〃	〇・五八	〃	〃	通	リン (mg/l)
二	〃	一四	〃	二三	〃	〃	〃	〇・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一	〃	〃	最	大
三〇・三七〇・三三	〃	〃	〃	一、二〇七・八	〃	〃	〃	九・四	〃	二二六	〃	一三・二	〃	一八五・六	〃	四六・四	〃	〃	通	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
三〇・三七・九	〃	〃	〃	一、二六七・八	〃	〃	〃	一一・四	〃	二二六	〃	一三・二	〃	一八六	〃	四六・八	〃	〃	最	大

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量



## 山口県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

令和四年一月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山口市阿東徳佐上字船方一〇〇〇二の八四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）



(二) 県営美祢地区中山間地域総合整備事業（山中工区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営美祢地区中山間地域総合整備事業の施行に係る山中工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年一月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営美祢地区中山間地域総合整備事業（山中工区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年一月十二日から同月三十一日まで  
縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課